

平成30年 第5回須賀川市農業委員会総会議事録

平成30年第5回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 平成30年5月 7日（月）
- 2 招集通知日 平成30年5月 7日（月）
- 3 招集日時 平成30年5月17日（木）午後3時
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室C・D
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（9名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	粟野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	西袋	円谷 正美	西袋	佐藤栄久男	小塩江	吉田安孝
仁井田	斎藤 敏夫	仁井田	樽川 榮一	大東	國井 美治	大東	関根 要一
長沼	横川 良雄						

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 9名

9 欠席農地利用最適化推進委員 0名

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会 事務局 長 須田 俊弥

主幹兼局長補佐・農地係長 戸田 正樹

主任主査兼農政係長 三島木 修

産業部農政課 主事 佐藤 美佳

11 議 案

議案第 27 号 農用地利用集積計画について

議案第 28 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について

議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 32 号 現況確認証明申請の適否決定について

報告第 24 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 26 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第 27 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 28 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

報告第 29 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

12 開 会 (午後 3 時)

13 あいさつ

農業委員会 会長 和田 博文

14 須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文 農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委

員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 1 番 車田文彦農業委員と 2 番 栗野一
栄農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後 4 時 5 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事
実に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

平成 3 0 年 5 月 1 9 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

平成30年 第5回総会

平成30年5月17日(木)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第27号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹概略説明

議 長 ここで、受理番号第136号は11番小林伸二農業委員の自己案件です。

須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により退席を求め、先に審議いたします。

(小林伸二農業委員 退席)

事 務 局 農政課佐藤主事詳細説明

議 長 只今、受理番号第136号について説明がありました、各委員から質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

受理番号第136号について異議のない農業委員は、挙手を願います。

(出席農業委員全員挙手)

議 長 異議なしと認め、受理番号第136号について計画どおり議決し決定することといたします。ここで、小林伸二農業委員の復席を求めます。

(小林伸二農業委員 復席)

議 長 続きまして、受理番号第126号から説明をお願いします。

事 務 局 農政課佐藤主事詳細説明

議 長 只今、申請番号126号から説明がありました。各委員から質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第27号「農用地利用集積計画について」異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 27 号「農用地利用集積計画について」は、
計画案のとおり議決し、決定することといたします。次に、議案第 28
号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたし
ます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明。

農政課 佐藤主事詳細説明

議 長 只今の説明に、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 28 号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議
のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 28 号「農用地利用配分計画(案)に関する意
見(案)について」は、計画案のとおり決定する旨の意見といたします。

次に、議案第 29 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決
定について」を議題といたします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 須田事務局長説明

議 長 続いて、受付番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当し
た最適化推進委員からお願いいたします。

樽川榮一推進委員 受理番号第 32 号について説明いたします。5 月 12 日に古川
農業委員と石堂氏に聞き取り調査行いました。貸人は自宅周辺
の農地の耕作を希望していたところ、借人は仁井田地区内に
農地を借受し営農を行っているため今回貸し借りの話がま
とまったものです。貸借料についても双方で決定したもので
許可上特に問題は無いものと思われま。委員の皆様は審議
をよろしくお願ひします。

議 長 続きまして受理番号第 33 号と第 34 は関連有りますので併せて、秋
山吉治推進委員から説明願ひします。

秋山吉治推進委員 受理番号第 33 号と第 34 号について説明いたします。14 日に自宅訪問し聞き取りを行いました。両申請人は同地区の知人の関係です。相互交換の申請事由は、互いの土地集積を図るものであり孝夫氏は屋敷裏に土地を取得し利便性を高めるものであります。許可上問題は無いと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 続きまして受理番号第 35 号に移ります。國井美治推進委員から説明をお願いします。

國井美治推進委員 譲渡人金澤真作氏と譲受人金澤八百吉氏は、本家分家の親戚関係です。譲受人は、譲受要件は備えております。互いの話し合いによる贈与であり許可上、特に問題が無いかと思われますので委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして受理番号第 36 号に移ります。佐藤栄久男推進委員から説明をお願いいたします。

佐藤栄久男推進委員 申請地は、譲受人が先から耕作しきゅうりハウスに面しており利便性は高まるものです。売買価格も話し合いにより納得したとのことです。許可上何ら問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 次に移ります。受理番号第 37 号について円谷正美推進委員から説明をお願いいたします。

円谷正美推進委員 受理番号第 37 号についてご説明いたします。この案件は、譲受人の親の時代から耕作していたが基盤整備の関係で登記をするものであります。価格も地区内の設定単価と同様のものであり、特に問題は無いものと思われます。委員の皆様にご審議をお願いします。

議長 次に受理番号第 38 号について、佐藤栄久男推進委員から説明をお願いいたします。

佐藤栄久男推進委員 受理番号第 38 号について説明いたします。譲受人は永年水利費も支払いながら耕作を行っています。今回両者の話

合いでまとまったものです、特に問題はないと思われま

委員の皆様のご審議をよろしくお願

議 長 次に受理番号第 39 号と第 40 号について斎藤敏夫推進委員から説明
をお願いいたします。

斎藤敏夫推進委員 受理番号第 39 号と第 40 号についてご説明いたします。

譲渡人と譲受人は、親戚関係です。両申請地は、不耕作状態
ですが譲受人所有地と隣あわせの土地であり国道に近い土地
条件です。両者合意の上での申請であり許可上何ら問題ない
と思われま

議 長 次に受理番号第 41 号、第 42 号について、横川良雄推進委員から説
明を求めま

横川良雄推進委員 受理番号第 41 号と第 42 号についてご説明いたします。

13 日に味戸農業委員と聞き取り調査を行いました。第 41 号の、
申請は、父親が高齢による同一世帯における一部贈与です。特
段許可上何ら問題ないと思われま。続いて第 42 号について
ご説明いたします。譲渡人吉田氏と譲受人斑目氏は、
知人関係です。以前にも両者は農地売買した経過もあります。
譲受人は軽い脳梗塞を発症しそれ以降申請地は不耕作状態と
なっています。今回、斑目氏が買い求め耕作することとなり、
特段問題はないものと思われま。委員の皆様

議 長 次に受理番号第 43 号と第 44 号について、関根要一推進委員から説
明を求めま

関根要一推進委員 受理番号第 43 号についてご説明いたします。

先日、吉田誠次郎農業委員と申請人から聞き取り調査を行っ
てきました。第 43 号、44 号とも申請地は譲受人佐藤氏の自宅前
にであり、譲渡人がこの土地を遊休農地にはしたくないとの
思いがあり譲受人に相談したところ互いの話合いで決定した
内容です。許可上何ら問題ないと思われま。委員

ご審議をお願いいたします。

議 長 次に受理番号第 45 号について、安藤雅裕推進委員に代わり吉田安孝推進から説明を求めます。

吉田安孝推進委員 安藤雅裕推進委員に代わり受理番号第 45 号をご説明いたします。昨年の 8 月に今回の申請地隣の土地の売買案件が有り、その当時私が調査し説明した経過がありましたので今回も私の方から説明させていただきます。

この申請については、両者合意で決定されたものです。価格については話し合いにより決定し納得による結果、この価格となったものです。許可上何ら問題ないと思われれます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 只今、申請番号順に調査結果について説明がありました。質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第 29 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 29 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹説明

議 長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。佐藤栄久男委員。

佐藤栄久男推進委員 申請内容は、事務局からの説明のとおりです。申請人は、永年、花き生産農家です。このたび、息子の敦氏がハウスいちご栽培を始め来年から観光いちご園経営を本格的に始

めるための駐車場への一時転用申請です。

農地の集団性は阻害せず、周辺には悪影響を及ぼすものはありません。特に、許可上問題は無いかと思われまますので委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いします。

議長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はありませんか。

13番吉田誠次郎農業委員 3年を期限とする駐車場への一時転用だが、3年後再申請を再度繰り返すとなるのか。

事務局 他県の事例や県からの指導もあり今申請に至った。一時転用のため3年毎の申請繰り返しとなる。

(その他質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請適否決定について」本市農業委員会では許可相当とすることに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可相当として県に進達することといたします。

議長 それでは、次に議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。樽川栄一委員。

樽川栄一推進委員 第6号について説明します。申請地は高台の山林を水田に地主が自己開墾したものであり、今は耕作放棄地状態となっていました。周辺には影響を及ぼすこともなく許可上問題は無いかと思われまます。各委員の審議お願いします。

議 長 次に受理番号第7号について、佐藤栄久男推進委員から説明を求め
ます。

佐藤栄久男推進委員 受理番号第7号についてご説明いたします。

申請人は、親子関係であり、母親が高齢となり息子が譲渡
人宅前の土地に分家住宅を建設するための転用申請であり周
辺には影響を及ぼさず、許可上問題は無いかと思われま
す。
各委員の審議をお願いします。

議 長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はござ
いませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。議案第31号農地法第5条第1項の規定
による許可申請適否決定について」本市農業委員会では許可相当とす
ることに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許
可申請適否決定について」議決し、許可相当として県に進達すること
といたします。

議 長 それでは、次に議案第32号「現況確認証明申請の適否決定について」
を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 戸田主幹説明

議 長 続いて、調査委員から説明を求めます。説明は、担当した3番小枝
農業委員からお願いいたします。

3番小枝宏嗣農業委員 受理番号第7号と第8号を説明いたします。

非農地化した経緯は資料のとおりで「昭和34年頃申請地
隣地所有者が住宅を建てそれ以降宅地で使用され昭和の
62年頃農業用倉庫作業所を建て現在に至っている。この
間農地として使用したことは無いとのことです。
また、今後農地として復元は困難であることを確認しま
した。

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

13 番吉田誠次郎農業委員 土地所有者と建物を建てた者の関係がわかりづらい。

また、文面だけでは現地のイメージが理解できないため
今後は説明案内図を添付してほしい。

和田会長 私の地元案件ですので説明します。建物を建てた人は亡くなっていますが樽川たけしという方です。たけし氏と両申請人の親の代に申請地と他の土地を交換していたものであります。現在は、申請地に隣接する樽川たけしの住宅は誰もいない状態で相続人が処理しているものです。

事務局 今後は、申請内容が理解しやすいように案内図を資料に付けるようにいたします。

(その他質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。議案第 32 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請どおり証明することに異議の無い農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 32 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し決定といたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 24 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理については、1 件です。

報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理については、7 件です。

報告第 26 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理については、3 件です。

報告第 27 号 農地改良行為工事のための届出書の受理については、2 件です。

報告第 28 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可については、3 件です。

報告第 29 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書については、1
件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議は全て終了いたしました。各委員か
らその他で何かありましたら、発言を許します。

(特になし)

議 長 その他、事務局からありましたらお願いいたします。

事 務 局 総会終了後、農政課から諸連絡と次回総会日程について、事務局長
から説明があった。

議 長 これにて、平成 30 年第 5 回須賀川市農業委員会総会を閉会とい
たします。慎重審議、お疲れ様でした。